改正商法第二六六条一項五号にいう、いわゆる

法令』について

自 次

第一 章 問題点の提起

第二章 通説の主張に対する、 四個の疑問点につい

第三章 結語

第 章 問題 点 の 提起

如き表現、 第四号までの規定が、 反という一般的事項を挙げている。しかしながらその表現は、単に『法令』というだけであって、なんらこれを制限する 法令』とは、 我が商法第二六六条一項の規定は、 たとえば いかなる種類の法令を指すのかが問題となって来る。換言すれば取締役のなす、具体的な行為を命じた規 『その他、 取締役の個別的な義務違反行為事項を掲記しているのに対し、その第五号の規定は、法令・定款違 法令』 取締役の対会社責任発生原因について、規定しているのであるが、その第一号から という如き 表 現 の 仕方さえもしてはいない。そこでこのことから、 ここにいう

佐

伯

直

秀

論

(二)五四条ノ二、改正二五四条ノ三)を定めた規定までも指すのかについては、法の文言上からは、必ずしも明白ではな 為規範を定めた規定、すなわち委任の規定にもとづく取締役の、善管注意義務(二五四条三項、 民六四四条)または忠実義務 はこれにとどまらずして、さらに抽象的、一般的規定、換言すれば取締役が、その業務執行権限を行使する際の、一般的な行 定、たとえば営業譲渡を定めた第二四五条や取締役の報酬決定に関する第二六九条などに関する規定のみを指すのか、また そこでこの解釈を回って、あるいは同条は、単に『法令』とのみ称して、これになんらの制限的文言 (前出) は付され

ところの、一般・抽象的義務規定または行為規範規定までも包含しているとするところの見解を取っているのであり、 てはいないけれど、これは取締役のなすべき、具体的な行為についての規定(以下、これを単に具体的行為規定と称する) のみを指すに過ぎないとするところの見解(注1)もない訳ではない。しかしながら現在のところは、 (注3)のほとんどは、 かかる具体的行為規定のみに限定せずして、すなわち取締役の善管注意義務や忠実義務を定め 学説 (注2) 判例

つ、これに定着してしまっているかの如き感がしないでもない。

任規定たる本条、 先きにいささか卑見を述べた(注4)ことがあるのであるがその後、今次の商法等の一部改正により、 な、そして見方によれば、あるいは抜本的に近い大改正が行なわれたのである。そしてそれに伴ない、 ところで筆者は、通説・判例の、かかる見解に対しては、必ずしも賛成し難いものを感ずる。そこでこの点につい ならびに関連の諸規定のなかにもまた、多くの改正が行なわれるに至った。 取締役の対会社責 現行規定には大幅 ては、

新設 項の責任は、総株主の同意による免除 9 すなわちこれらは要約すると、 より重要な意味合いを持つに至ったともいい得られるのである。つぎに後者であるが、これは先ず、現行法第三号の規 削除をも含めたところの、 したがって『法令』のなかに、一般的、 本条規定の整理ということになるのであるが、まず前者について言えば、これにより本 その第一は、取締役の責任解除規定(二八四条)の削除されたことであり、その第二は、 (四項) か、さもなくば時効(十年)規定によらなくては消滅しないということにな 抽象的義務規定が包含されるか否かという問題は、 改正法の場合では、

意義は充分にあるといえるのである。

除し、 第三号に移し、また現行第四号 (第二六四 これと関連のある条文を新設し、 また改正法第二号には、 前条第一項ノ』と変えたのであるがそのほかに、 条第一 項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ) 今次の法改正により、 (前条ノ取引ヲ為シタルトキ) さらに現行第二号の規定 利益供与 会社による、 の『前条ノ』を改正第四号では、 は第五号の (第二九四条 (他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタ 取締役に対する損害賠償請求の容易化のために、 『法令』 ノ二第一項) 違反の場合にあたるとして、 関係の規定が設けられたのに伴 第二六五条の修正に伴 ル ŀ き は

だけでも免除できるし、 基準にして、これは含まれないとする説を非包含説、 さらにそうであることは前に触れた) て総株主の同意を必要とする 如くに、包含説を取れば、 の義務に違反して、 この点か て、一般・抽象的行為規範規定を排除してみても、 四項を新設して会社の蒙むった損害額についての推定規定をも設けることにもなったのである。 民匹一 を進めることにする。 そこで、 なお本稿を述べるに当たっては、『法令』のなかに、 五条) 5 これらの改正の経緯をも踏まえて、今一度、 なお善管注意義務または忠実義務を負担しているということは否定できない。 ことはいうまでもない。 会社に対して損害を写えた場合には、 もっとも非包含説を取って、すなわち本条にいう『法令』を、取締役の具体的行為規定のみに限定 また連帯性は 取締役の会社に対する、 (四項) ことにもなって、非常に厳重な(注5) なものとなる 15 のである。 そこでこの点を争う意義は存在しないかのようにもみえる。 いという差異を生ずることにもなる。 そしてこれに反して、非包含説を取れば、 取締役は、会社に対して委任または準委任の関係に立つ この種の責任は連帯性を帯び また含まれるとする説を包含説と名付けて、 取締役の一 この 債務不履行の一 問題を検討してみることにする。 般・抽象的行為規範規定が含まれるか否かということを 般原則によって損害を賠償しなければ したがって本稿で、 (一項) またその免除条件 株主総会 (なおこのことは改正法後は、 したがって取 以下、この用語を使って これを検討することの 会の単 しかしながら通 の 純多数の 締役が、 は、 である 原則 ならな B

29

正試案の解説」(会社機関改正試案の論点)八二頁。石井照久著「会社法」(上)三四五頁、大隅健一郎著「全訂会社法論」(中) 重役論」一四一頁、佐藤庸著「取締役責任論」一七〇頁、酒巻俊雄著「取締役の責任と会社支配」二二頁、本間輝雄・注釈会社法 伊沢孝平著「注解新会社法」四四八頁。宗宮信次「株式会社重役の損害賠償責任」日本法学二四巻五号一七頁。 鈴木竹雄・竹内昭夫著「会社法」二一八頁、北沢正啓著「会社法」三七五頁、元木仲・稲葉威雄「株式会社の機関に関する改 田中誠二著「全訂会社法詳論」(上)五七九頁、服部栄三著「演習商法(中)会社法」二五二頁、西本寬一著「株式会社

(4) 四四一、四四二頁、菅原菊志外著「コンメンタール会社法」(1)二七四頁など。

定政党に対し政治資金を寄附することは、定款違反かつ忠実義務違反の行為として、本条一項五号に当たるとしている(下級民集 四条を含むことを示しており、さらに忠実義務に関するものとしては昭和三八年四月五日東京地判が、取締役が会社財産を以て、特 判は、取引先の経理状態の悪化したことを知りながら、取引を継続した株式会社の代表取締役に対して(下級民集二一巻一・二号 害を被ったことにつき、この取引に当たった 代表取締役に 対し(判例時報 六七〇号 四五頁)、また昭和四五年一月二九日東京高 一一八頁)、共に善管義務を怠ったとして、会社に対する賠償責任を認め、そして第二六六条一項五号中に第二五四条三項、民六四 四巻四号六五七頁)。 たとえば善管注意義務に関するものとして、昭和四七年四月二五日最判は、会社の物品売却代金が回収不能となって、会社が損

の歯止めがあるが免除のほうには、それがない(渋谷光子「株式会社の機関」演習商法(上)四〇二頁注1)からである。 者の利益は著しく害されるおそれがあるし、また解除のほうは、不正行為による責任を対象から除外するので、乱用に対する一応 **頁注3)ものがある。けだし株主と取締役との利害が完全に一致するような同族的小会社では、取締役の責任は簡単に消滅し、債権** しかしながら現行法の要件を法外なものとして、その緩和を求める見解にも、また一概には賛成し難い(酒巻著「前掲」三四 拙稿「商法第二六六条一項五号にいう『法令』の意義について」(鹿児島大学法学論集一三巻二号)

正法では、本文で述べた如く、解除規定(二八四条)は削除されている。

なお改

に肯定している。

第二章 通説に対する四個の疑問について

|疑問点を感ぜざるを得ないものがある。 前章で触れた如く、 通説はいわゆる包含説を取っているのであるが、 そこで本章では、 これらを四点にまとめて、 この通説の主張に対しては、 述べてみることにする 後述する如く、

うような、これを規制する如き**表現、**換言すれば具体的行為規定のみに、これを限定する如き字句が付加されてはいないこ 少なくないことである。 とを以って、 定までも含むということにはならずに、それらのなかには具体的行為規定のみを指すにとどまるものもあり、 わち我が商法典で使用しているところの、 まず通説に対する**疑問点の第一**であるが、これは本条にいら、 あるい 一般 は 『法令』 • 抽象的行為規範規定については、 のなかに しかるに通説は、 「これを含むのはいうまでもない」(注3)とかの表現を使って、 本条の、 いわゆる『法令』という語は、 ţ, 本号の わゆる『法令』なる語のなかには、 『法令』 いわゆる『法令』(注1)の意義に関してである。 の なか そのすべてが必ずしも一般 から 「これを排除すべ たとえば これを含むということ き理 其 由 ノ他、 抽象的行為規範規 は 15 またそれが い」(注2) 法令」とい すな

内の具体的行為規定のみに限定している は、 いうことになるかというと、 わ ゆ なるのである)のではないかと解釈されそうな条文もまた、決して少なくはないからである。 L かしながらここで留意すべきことは、 所に 『法令』または (勿論『本法』というときは、 『法令『本法』または 『本法』 それは必ずしもそういうことになるとはいえないことである。 『法律』などの語を使ったならば、 『法律』という表現が使われて来ている。 商法典内の条文に限定されるのであるが)だけではなく、 へしたがってその限りにおいては、 条文の表現上からは、 たとえそうであっても、 それはすべて一般・抽象的行為規範規定までも含むと しかしそのなかには、 般 抽象的行為規範規定は除外されること それならば商法典のな けだし商法典の条文のなかに さらに進んで、 唯に商法典内の規定に かで、

ところで『法令』

(『法律』もしくは『本法』なる表現も含めて、以下、

単に『法令』ということにする)

という表現

説 改正七号)八号(改正一〇号)、二九四条一項、四八九条一項三号、四九八条一項一八号などの規定である。 れは第二三○条ノ二(改正第二三○条ノ一○)、二三一条、二三九条、二四七条、二五二条、二五四条ノ二(改正二五四条 を使用している条文は、株式会社法の機関関係の条文に、これを限定してみても、つぎのようなものがある。すなわちそ ノ三)、二五七条三項、二五八条一項、二六六条一項五号、二七二条、二八一条ノ三第二項三号、四号、改正六号、六号 (

二四七条にいう、 取締役の、 ことを要するとする第二三三条などの如き、具体的行為を命ずる規定のみに限定されるべきものと解釈すべきであって、 三二条、または、 令』違反の場合を考えてみるに、仮りに株主総会の招集場所が著しく交通不便、または不当に狭い会館などを使用した場 でいう「総会招集ノ手続又ハ其ノ方法カ法令若クハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキハ………」のなかに在る『法 とみてよいであろうが、これらの規定を除く爾余の諸規定のなかで、たとえば第二四七条の規定であるが、同規定のなか ち、たとえば第二七二条および第二九四条一項の規定は、その本質上、一般・抽象的行為規範規定をも当然に、含んでいる もないわけではない。たとえば前記の条文規定のなかでも第二四七条、二六六条一項五号、二七二条、二八一条ノ三第二項 るいは一般・抽象的行為規範規定までも包含しているのではないかと、解釈されうる可能性があると考えられそうな規定 規範規定までは含んでいないのではないかと解釈することができる。もっとも具体的行為規定のみにとどまらないで、あ しかしながら、つぎの諸条文を除くと、これらの条文はすべて、具体的行為規定のみを指していて、一般・抽象的行為 四号(改正六号)六号(改正七号)八号(改正一○号)二九四条一項などの規定がそれである。しかしながらこれらのう 事情によっては(注4)、あるいは「著シク不公正ナルトキハ」ということにはなるかも知れない。しかしながら かがなものであろうか。これは余りにも拡張解釈し過ぎることになりはしないだろうか。これを要するに、第 かかる処置を取締役の善管注意義務や忠実義務規定違反を理由として、これを法令違反なりとして決めつける 招集地は、定款に別段の定めある場合を除くの外、本店の所在地または之に隣接する地に之を招集する いわゆる『法令』なる語は、会日より二週間前に株主に、総会招集の通知を発するを要するとする第二

合は 「著シク不公正ナルトキハ」ということで処理すべきものである。 「著シク不公正 般 抽象的行為規範規定にまで拡げるべきものではない。 ナルトキハ」という字句の如きは不要になる(注5) またもしも拡げるべきものとするならば、 べきものではあるまいか。 したがって前

定が、 考えてよいのではあるまい 適法性監査のみにとどまり、妥当性監査にまでは及ぶべきものではない もっとも同項八号(改正一○号) 同号でいう『法令』 第二八一条ノ三第二項の規定についてであるが、これは、みてみるに、 つぎに第二六六条一項五号の『法令』についてであるが、これは本稿での争点であるので別論するところに譲 計算書類作成についての、 なる語もまた、 か。 のなかの、 いわば形式的手続規定であるので、 具体的行為規定にのみ、 『法令』の字句は問題になりそうである。 限定されて一般・抽象的行為規範規定までは、 具体的行為規定に限定されるべきは当然であろう。 同項各号の、 (注6)と解釈されていることなどからしても、 いわゆる『法令』なる表現は、 しかし監査役の監査権限 包含しないと は通 同項の規 さら K

限り、 たは、 ものもありうるし、そしてまた、それが非常に多いことでもあると。 このようにみて来ると、 その配置(このことについては後で触れる) 抽象的行為規範規定までも、 つぎのようにもいえるのである。 これを制限する如き字句が使われてはいなくても、 我が商法典における、 包含すると解すべきものではなくして、条文のなかには、 すなわち条文のなかで、 いわゆる『法令』 などの如何によっては、 このことは直ちに、すべての関係条文において、 いわゆる『法令』という文言のみを使用していて、 なる用語の使い方は、 あるい は具体的行為規定のみに限定されうる 前掲の諸条文の事例でみてみる すなわちその種類、 それが常に 内 たと

のすべてではないが)を以て、 たがってこのこと、 すなわち制限的字句が使われていないということ 般 ・抽象的行為規範規定までも包含するとするところの、 (勿論、 これだけが通説= 通説の主張に対しては、 包含説 の主張の 疑問

を抱かざるを得ないものがある。

ところでこの点に触れたところの主張は、

つぎに疑問点の第二であるが、これは条文の配列・順序などにもとづくところの、 いまのところ見当たらないのであるが、筆者には、この点もまた、 疑問である。

決して等

論 後の第五号に在って、 閑視してよいものとは思われないのである。 会社が拒みりる場合について規定したところの)第二三九条ノ七においてみられる如くに、基本的事項については第一 最初の第一号にないことが問題であると思われる。 すなわち本条一項において『法令』なる字句を挿入したところの項号は、最 別言すれば、たとえば (株主の帳簿閲覧請

常の仕方と思われるのであるが)が本項ではなされていないということである。そしてなおこの点、 許与されるとき』を追加している--賠償義務を生ずる九個の場合(なお一九三七年法では八個であったが、一九六五年法ではこのほかに、『監査役員へ報酬が れるところの)その第三項において、会社財産の不法な減少を来たすべき重大な義務違反に関するものとして、 象的行為規範規定については、それそれの条文のなかで、その内容については第一項、そしてその違反については第二項で 年法は若干の点を除いては、ほとんど変わっていない しかしながら、とにかく両者規定は、ともに同一の条文中に収められてはいるし、その上、両条文とも、 規定され、その具体的対会社責任発生原因(賠償義務)については、(内容的には、我が法の第二六六条一項に該当すると思わ いての条文の規定の仕方を、比較的法にみてみると、一層この感を深くせざるを得ないものがある。 で、そしてその具体的運用を定める事項については第二号以下で、規定するといったような規定の仕方(これが規定の通 取締役員は本条に違反して、次の行為がある場合に、特に賠償につき義務を負う」と規定して、両者を関連付けている。 すなわちたとえば、西独株式法においては、一九三七年法第八四条においても、また一九六五年法第九三条においても(両 わば行為規範規定は、その第七○条で「取締役会の構成員は、 I ロッパ会社法案(一九七五年五月一三日にヨーロッパ共同体評議会採決)では、取締役会の構成員の義務として 注8)の場合を列挙規定するという風に、一応は区別して規定されているのである。 ---注7)、取締役員の注意義務及びその責任、すなわちその一般 経営に関してその職務を執行するにあたり、 類似的関連事項につ その各第三項で 取締役員の 慎重な 抽抽 求を 号

の

如く、

管理 で わば対会社責任発生原因については、 っとも 因については、 に、それぞれ別個の条文で規定されてはいる。 たこと、 は 者が用 第七一条一項で、 両会社法とも、 わ ば取 または義務の違背により生じた損害につき、 いる程度の注意をなし、会社及びその職員の利益を図らなければならない」と規定され、そして取締役員の、 その第七一九条 締役の行為規範規定については、 それぞれを別個の条文に区別して規定はしているが、 両者をつないでいる。 (一定の場合における取締役の責任) 第七一条一項で「取締役会の構成員は、 さらに米国法でも、 その第七一七条 会社に対して責任を負わなければならない」と規定するという風 (取締役および役員の責務) たとえばニュ で規定するという風に、 そのなか 本法若しくは会社の定款の 1 3 で ーク事業会社法 3 1 17 で、また対会社責任発生原 ッパ会社法案では、 区別して規定してい (一九六一年制 規定に従わな 上述 定 カコ

異質の条文がある) る如き 民六四四条、二五四ノ二=改正二五四条ノ三と二六六条一項)に分けて 規 つなぐべしとするならば、 ながりすら、 といえよう)し、 号から第四号までの場合には直接には、 なかに、『法令』という語を配して、 ۲ の点、 最後の第五号ではなくして、最初の第一号に持って来て、 (直後または直近の条項でつなぐ) 我が商法第二六六条一 持たないということにもなるのである。 また非包含説に立てば、 のである。 そのためには、 もっとも包含説の立場に立てば、 項での規定の仕方をみてみると、 両者規定をつないでいるということにもなるのであるが、 型式は取ってはいない 独株式法式を取るか、 当然のことながら別個の条文で規定され、 つながっていないということになる(この点でも独株式法式とは異なって いずれにもせよ、 つなぐべきものではなかろうかと思われる。 または、 取締役の対会社賠償義務発生原因の一つとしての第五号 (しかも両者規定の間には、 我が法では、 両者規定をつなぐべきか否かは別として、 後で触れる如く、『法令』云々の語 定していながら、 それぞれを別個の条文 しかも 両者規定の間 また 独株式法などで規定す 二〇個条になんなんとする しかしその場合でも、 (二) 五四 K は 少なくと 直接の 仮りに 第 る

そしてさらにまた、

本条項号の、

カ

かる配列や順序については、

今次の『株式会社の機関に関する改正試案』(昭和

五三

- 35

論

年一二月二五日法務省民事局参事官室) 務上の義務違背の性格を有するものをすべて、法令・定款違反ということに統一し、ただ第二号の金銭貸付の責任は、 で、(取締役の対会社責任発生原因となる行為を列挙するという)いわゆる昭和二五年法の列挙方式をやめて、 証責任を負わせることにする(なお違法配当、競業取引および取締役・会社間の取引についても、これによる)という狙 責任と解すべきであるとする) 反行為をすべて過失責任とし の基本的立場を改め、これらの説では無過失責任と解されていた行為をも含め、 (その理由については注9)、ただ責任を免かれようとする取締役に対しては無過失の立 は、 現在の多数説 (法文上の過失責任であることが明らかな場合以外は、 取締役の職 法令・定 会

れば、 は配当 会社間 ずしも統一はされ 方においては、法令違反 Corporation Act四八条、 は、必ずしもないともいい得られるのである(注11)。 義務違反行為として違法配当、 償する責に任ずる。 初めに「法令又は定款に違反する行為により、 社を代表して貸付をした取締役を、 ||三九二条一項) ところで取締役の責任を負うべき場合の規定の仕方について、比較法的に、これをみてみると一方においては、 法律上また、 の 無効により当然に、 取引につい でい 誠実義務違背 ては、 会社に損害が生じているとはいえない場合であるから、 ただし取締役が注意を怠らなかったときは、この限りでない」と提案した ない。 (仏会社法二四四条 法令・ カリフオルニヤ一般会社法三一六条、 配当金を受領した株主に対して不当利得返還請求権を有するので、 したがって取締役が責任を負うべき場合を、 **達法な自己株式取得および財産分配などを掲記している立法例** (独株式法九三条) 定款違反に関する一般的責任規定とは別に、 いわば保証人的地位に立たせるものとして、 一項 会社に損害を与えたときは、取締役は会社に対して連帯してその損害を賠 法令・定款違反 などの如き、 もっとも改正法においては、違法配当、 一般的事項を挙げている立法例もあるという具合に、 ニューヨーク事業会社法七一九条など)がある反面 (= 1 昭和二五年法の ロッパ会社法案七一条 会社は不当利得返還請求権を有するにも拘ら たとえば 別類型の責任原因として残そうとして、 違 如く、 法 配当がなされたとき、 (米国のModel Business (注10) これらの特別規定がなけ 競業取引および取締役 個別的に 一 項 法令違背 のであった。 列挙する (伊民法 個別的 会社 他

る。 ず、 取 締役が違法配当額の弁済責任を負わなければならないことを明らかにするため だ、 特に責任原因を列挙し たの

ば、 を踏襲しているのである。 云々を文初に置く)は採用されないで、 しかしながら、 V ずれ あるいは『法令』云々の項号は、 にせよ、 以上の事情であるにも拘らず、今次の商法改正においては、 とにかく、 もしも本項号の順 第一号として、 依然として、 序 配列についての前 本項の文初に置かれていたであろうことは、 昭和二五年法の 記 (『法令』 云々を最後の第五号に置くという) 改 結局のところ、 正試案』 0 この方針が維持され 試案の、 容易に想像されうる。 前揭方式 た たなら

英米法の Rule of ejusdem generis われる。 ことはまた、 れを要するに、 別的事項列挙 そしてこれらの点を考慮に入れて、 軽 一々に着過すべきものではなく、本稿争点の解決にあたっては、 立法の経緯、 Ò 後に 般 的事 立法参画者達の意図の奈辺にあったかは別として、とにかく第二六六条一 項を記載するという、 (同種原則) 第五号の『法合』を考えてみる必要ありとすれば、そこで参考となるのは、 である。 従来の順位・ 配列方式を取っているのである。 充分に考慮すべきことではなかろうか したが 項は依

らば、 ならざるを得な に従えば、 るので、 みを意味すると解する解釈上の原則である(注12)。したがって我が法典の解釈においても、 て ところでこの原則 般的・ 本項の第一号から第四号までの規定は、取締役の具体的行為を規定したところの、い これらに続く第五号の一般的事項規定もまた、 第五号にいう『法令』は、 概括的な附加的文言が存する場合、その一般的・ は もっとも問題は、 周知の如く、 具体的行為規定のみを指して、一般・抽象的規範規定までは含まないということに 制定法中に、 我が商法典では、 一般的文言に先立って、 その条文作成にあたって、 これに制約されざるを得ないということになる。 概括的文言は、 まず特定的 前出の特定的 条文の配置 限定的な事項の この原則に従うべしとするな わば具体的事項を規定して ・限定的事項と同 順序などについては、 記載が、 種 あも の あ 0)

論

は思われ まり配慮がなされてはいないということであれば、 ない ものが また話は別であるが、 その規定の様式をみてみると、必ずしもそうと

どには、充分に意を配しているともいえるのである。したがってもし、そうだとすれば、かかる仕方によらないところの、 第二六六条一項の如き、すなわち具体的、 項に関する規定は、具体的、細則的事項に関する規定の前に置くという風に、条文作成にあたっては、 請求ヲ為シタルトキ」とするところの、いわば同条記載の四個の拒否理由の基本的規定であり、そして第二号以下は、そ 保若クハ行使ニ関シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ又ハ会社ノ業務 すなわちたとえば、 細則的運用を定めているという規定の仕方である(注13)。すなわち我が商法典もまた、 前掲第二九三条ノ七の規定の仕方をみてみるに、ここでは同条の第一号は 細則的事項に関する規定の後に、

一般的事項に関する規定を置くというような ノ運営若クハ株主共同 「株主ガ株主 基本的事項や一 条文の配置・順序な ノ利益 ノ権利 ヲ害スル 般的 為

規範規定までも包含するという風に解釈することは、いかがなものであろうか。 改正をみなかった) かかる条文の配列や順序 そしてもし、そうだとすれば、この原則により、第五号のいわゆる『法令』という一般的、 規定の仕方の場合の如きは、 つ第一号から第四号までの具体的事項規定により制約され、 を無視して、 (前述の如く、『改正法試案』で折角、前記の如き提案がなされたにも拘らず、改正法では、 その解釈などは当然、英米法の Rule of ejusdem generis が参考になるのではあるまい 唯なんらの制約的字句はないということだけの理由で以って、直ちに一般 限定されるものというべきである。 疑問なきを得ない。 概括的文言もまた、これに先立 そしてそうであるの ·抽象的

V のかということである。 さらに疑問点の第三であるがこれは、 本稿の争点を考えるにあたって、昭和二五年改正法の立法趣旨を考えなくてもよ

ハ、其ノ取締役ハ会社ニ対シテ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」 昭 和二五年改正前 の商法で は 取締役の対会社責任の発生原因としては (昭和一三年法第二六六条一項、 「取締役ガ其 明治三二年法第一七七条 ノ任 蓩 7 怠り ル

五項)

のである。

法では、 旧法では株主総会の とともに、 其責任ヲ負フ」 とか、 原則として さらに責任の内容およびその発生原因を詳細に具体化し また (明治二三年法三二号第一八八条) '総株主 特別決議による免責が認められていた - 取締役ハ其職分上ノ責務ヲ尽スコト及ビ定款並ニ会社 一の同 意がなければ、 これを免除し とか規定するに過ぎなかっ (昭和一三年法、 得ないとされるに至った (注 14) ノ決議 第二四 あわせて、 たが、 ヲ遵守ス |五条| (第二六六条四項、 これ 項四号) それら責任の免除につ ル コト と .連 一带責任 = のに反し、 付 ニキ会社 の原則 な お 昭 を 対 改正法で 維 和 シテ自己 ても 持する 五五

場合よりも、 とともに、 言すれば同年法の趣旨は、 これを要するに、 にするとともに、 他方では、 これを個別 昭 その責任の内容 旧法上のそれとの均衡上、 和 具体化 五年法で 方では、 į は かつ限定化したところに存するということがいえるのではあるまい 取締役の権限の強化に対応する必要上、 およびその発生原因を、 取締役の対会社責任の免除条件を厳重 取締役の対会社責任の内容およびその発生原因 旧法とは異なり、 その対会社責任の免除条件 (株主総会の特別 これを個別かつ具体化し を、 決議より総株 旧法上の一 たので か。 0 厳重化 主の そして 般責任 を図 同 Ē 意 换 0

反面 ゆる 厳重化されてい これもまた問題であろう。 もそういうことがいえるとすれば、 に 『法令』を、 責任発生原因 る 通説の如く、 (前述の如く責任解除規定=二八三条の削除により) の範 囲 なおこのことは、 縮少を伴なうという原則は、 般 別言すれば昭和二五年法改正の、 抽象的行為規範規定にまで拡大解釈することは、 今次の商法改正に際し、 法の公平上からも、 取締役の対会社責任についての免除 かかる経緯を考えるとするならば、 ので、 より強く要請されるべきものではあるま この原則、 Į, すなわち免除条件の厳 かがなものであろうか。 条件 第五号の、 石は、 重 さら 化 け だし わ

最後に疑問点の第四であるが、 たが ってこれらの点からしても、 これ 通説 は企業の経営、 0) 立 場 に は その業務執行に当たっては、 疑問を抱かざるを得ない P しい 0 が ゆる経 ある。

わ

営

(の合理性に関する)

判

办

39

論

なか困難を極わめ、

なか

また面倒な問題を生ずることにもなるであろうということが考えられる。

託された取締役員の注意義務は、 たとえば銀行の取締役員の注意義務は、製造工業会社や公益事業部門会社の取締役員のそれとでは当然、異なるのであり、 気の状況、 体的には統一的に確定した尺度があるわけではなく、会社の規模の大小、その目的とする業務の種類、 ちこれは通常の思慮・分別を有する標準人が当該取締役として、その事務を行なうに当たって用うべき注意であるが、 役とでは、同じ業種であっても、 頭取は、 したがってい ところでこの点について、 経験が、 銀行の頭取としてふさわしい思慮・経験が、また貿易会社の社長は、 取締役がその任務を行なうに当たって用うべき注意義務の程度は、 個 それぞれ標準とされるだけではなく、また資本金一○億円の大会社の取締役と、一○○万円の小 わゆる統一的な営業指揮者の型式なるものは、本来存しないのである。そして株式会社の指導(支配) 々の取締役員の事情ならびにその任務などを基準として決定されるという(注15)ことである。 たとえば取締役の善管注意義務違反の場合を例に取って考えてみると、まず第一に問題とな 自ら具体的な標準を異にする(注17)のである。 原則的には通常の事務屋のそれよりも範囲は広い 抽象的には善良なる管理者の注意、 貿易会社の経営者にふさわしい専問的 (注16)のである。したがって銀行 従業員の員数、 したがって 会社の取 すな な知 景 具

ての判断に、 は、 ほとんど不可能といってよいことである。そしてそのためには、 時としては、 些細な錯誤や過失などがあったとしても、 無鉄砲きわまる軽率な行為とさえ、考えられることもある。 問題となることは、 企業人の行なうところは、 後日、裁判官の判断を以って、 非企業人の想い及ばない着想力と実行力とが 企業人の 行なうところは、 したがって取締役が会社企業の遂行につい これに過失の恪印を押すことは苛 非企業人が 判断する 場合に

外部からは、 酷に失することになる恐れもある。 窺い知り得ない秘策を必要とすることがあるにおいては、ますますこの感を強くせざるを得ない まして企業の分野がそれぞれ専門化するにしたがって、経営方針の決定と実行とには、 (注 18)

のがあるのである。

が今日から考えれば、 取締役に対して、 的利率で、莫大な利益を得ようとして不適当な担保に巨額な貸付けをなして、そのため、会社の経営が破綻に陥った る。そして古い判例ではあるが、たとえばペンシルバニヤのスペリンク控訴事件(これは、 つ取締役会に与えられた自由裁量権の範囲内であるならば、それらの判断の誤りに対して責任はない」と判決している(価値と政策との問題であり、そしてかかる問題は、 のであり、また、 不適当であったとしても、詐欺的行為たる証拠を呈するが如きものでない限り、裁判所の判断の対象とはならない 事を処理したのでない限りは、 (注20) ところで米国会社法では、 のである。 その誤った管理による損失を補償させようとした事件であるが)に対し、裁判所は「たとえ判断の誤り たとえ会社事業の経営に不適当と考えられる程度に、その判断に著しい誤りがあったとしても、 さらに米国の判例では、 馬鹿げた程、 いわゆる Business Judgement Rule にもとづいて、 裁判所と雖も、 途方もないものに思われる程度に、 この関係について取締役の責任を、 営利会社の内部的な経営については、 専ら取締役の会社経営の合理性に関する 判 断 に 属するとされている 甚しいものであっても、 おおむね寛大にみている 取締役が悪意と詐欺的行為を以って、 原則として干渉せず、それが著しく ある信託会社の取締役が 取締役が誠実であり、 (注 21 (注 19 のであ それ ので 暴利 は

情 た我国における裁判官の任用方法は英米と異なっていること、したがってまた、 基準設定の困難性は否定できないのではあるが、 からして、 そこで問題は、 より強い理由を以て、 この 原則 は、 我が法でも、 我国でも、 取り容れられるべきか否かということであるが、これについては、 この原則は採用されるべきであろうとする主張 我が法でもまた、これを取り容れるべき(注23) 殊に経済事情になじみ難いことなどの事 (注24) も、早くから存在 は勿論であろうし、

ŧ 用

していたのである。

論

時としては、 ば善管注意義務規定違反ということになると、その立証は、この原則適用の問題ともからんで来て、 方において、会社企業の運営・経営上、Business Judgement Rule の存在もまた、これを無視するわけには あろうし、 高らかに唱えられ、その必要性もまた、 してさらに、ますます権限の強力化・集中化され過ぎて来たかの感のある取締役に対し、 もっともその反面、 これを要するに、具体的な行為を命じた法令・定款違反の場合なら、 また、このことについては、 裁判所の判断の能力をも超える恐れも出て来ることにもなるのである。 近時における会社企業の、経済社会に占める地位の重大性化、 筆者と雖も、これを認めるに、 般に広く、 認識されて来ている現在、そのためには、 決して客さかではないのである。 別であるが、そうでないところの、 その及ぼす影響の巨 またその責任を追及する声が、 包含説が大い 非常に困難を極 L か ゆ に役立つで か ながら他 ts そ

如く、 は過失が を過失責任ということで、 意図にそわないとは、 あるから、 るであろうといえる。 定違反による責任をも、 かしながら反面、その違反立証の難易という点からみれば、 大化し過ぎた感のある取締役に対し、 さて以上のように考えて来ると、 改正試案がその第二・六・3・aで、 15 これをつきつめてゆけば、 か つ たという理由で、 けだし善管注意義務および忠実義務は、 必ずしもいいえられないものがある(注25)。けだし包含説の立場に立つと、 本項により追求できることになるのであるから、このことは屢述の如く、 ほとんどの学説は一致している(注26)のであるが、もしもそうだとすれば、具体的事情の下で 責任をまぬ 通説の如く、包含説を取ることは、 そのけん制・監督にあたって、非包含説を取る場合よりは、 取締役のあらゆる行為を、本第五号で以って、追及できることになるからである。 立証責任の転換をはかった所以もここに在った) かれる口実を取締役に与え、 非包含説の立場と雖も、 取締役の行為のすべてにわたり、 取りもなおさず取締役の一 責任の追及を難かしくする恐れが 包含説に比して取締役の責任強 からであるのに対 第五号の責任は、 つねに働いているので 大いに役立つことにな 近時ますます権限 般 抽抽 象的 ある 行為規範 (前 化 の肥

含説 の 立場では、 これは無過失責任とみられるからである。

範

囲

を

取

締

れは、 n 執行事項についてまでも、 を得ない V 原則として取締役会に全面的に委かされている筈の業務執行権限に、 第二七二条) 因 ともに、 役のあらゆる行為の場合に広げうる利点があるのである。 は取 からである。 の範囲を、 以上を要するに、 が締役の 上述の Business さらに会社機関の運営上もまた、 0 などの問題とも関連して(注27)、所有と経営の分離を建前とする現行法 活動の萎縮化と、 余りにも広げ過ぎるということは、 そしてそれも、 あるであろう。 取締役の監督・ Judgement 株主 反面、 しかし何れかといえば、 特に具体的行為規定違反の場合なら、 (六月継続保有なら、 Ruleとの問題とも、 けん制にあたり、 株主特に会社荒らしの跋扈とを将来することになる恐れなしとは 問題を生ずることなしとはしないのである。 株主の代表訴訟 一株の所有でもよい) 包含説の立場では、 違反立証の困難または不可能な取締役の裁量的権 か しかしながらその反面、 らんで問題となる恐れがあるのである。 (第二六七条) あるいはその違反立証の容易性よりして、 必要以上に介入させることになる恐れなしとは 第五号による取締役の責任追及の の容喙・ や取締役の違法 それはまた、 干渉を認めるようにすることは、 (注**28**) けだし取締役の対会社責任発生 においては、 その違[違款行為差止: しない 反 公証 限に属する業務 株主をして、 また止 請 困 難 しな 、そ 性 原 to

を殺すの弊にも、 は 意義務違反の責任を負わせることは、 意を怠ったため、 の 要するに、 そうさせることに 丰川 断 ĸ は 取締役は、 危険を伴 陥 経営を誤つて会社に損害を与えたときは、 り なる) か ねない なうの 会社財産を適切に管理 は が 恐れなしとはしないのである。 屢 通例で 述の 至難であるのではあるまい 如く、 あるから、 取締役の 運用して、 具体的な行為を命じた法令・ 行動を、 勿論、 利益を挙げることを任務としていて、 とにかくこれらの点からしても、 か。 必要以上に萎縮させ、 責任を負わねばならないのである。 またそれを、 定款を守ってい 敢えてさせること その結果、 包含説の主張には、 る限り、 そしてそ わゆ (包含説を取ること しかし る角を矯めて牛 取 締役に ħ なが か 相 2善管注 ら経 疑問 0 営 注

を抱かざるを得ない

j

のが

ある。

43

注 1 いが、 いる政治献金をした場合および刑法第一九八条の贈賄罪に該当するような贈与をした場合をも、含めていられる(前掲書五八九 六四頁)とされている。 るベルギー法第六四条二項、フランス法第四四条の解釈上、法令とは、会社法の規定を指すと解して異説を見ない」 ための取締役の任務を定めている法令の規定と解するのが、より正確であり、取締役の責任につき、法令・定款違反を要件とす 含すべきものと解すべきであるから………」としている(下級民集一〇巻六号一二九三頁)。もっともとれに対し、 昭和三四年六月一九日は「旧商法第二六六条二項にいわゆる法令とは、商法の具体的な特別規定のみならず、刑法の規定をも包 典の規定のみならず、広く商法典以外の諸法令も、とれに含まれるというととにもなる。なおとれについて、たとえば福島地判 「通説・判例は、 『法令』という表現は、 株主や債権者を含めて会社保護の諸規定を考えていると思う。したがって株式会社法の諸規定、さらには会社財産保全の 刑法の規定なら何でもよいということを意味しているのではない。………法令の範囲について、 なお田中誠二博士は、 商法第二三〇条や第二三一条などにいう『本法』という表現とは、異なるのであるから、これは商法 法令のなかに政治資金規正法第二二条、公職選挙法第一九九条以下に禁ぜられて 明言はしな (前掲書三

注2 たとえば佐藤著『前掲書』一七〇頁。

頁)。

注3 たとえば西本著『前掲書』一四一頁。

注 4 違反とはいえないとする判例 もっとも、招集場所として指定してある部屋が狭いというような理由で、その隣接部分を使用することは、必ずしも招集手続 (昭和五年一二月一六日大判・商判二九五頁)もないわけではない。

注 5 47 りとするも是れ決議の方法が法令又は定款に違背したるに過ぎずして絶対無効のものに非ず」(新聞三○八二号九頁)に対し、 の議決権行使を妨げ又は他の株主の代理人として出頭したる株主の入場を拒絶し自派の暴力者のみにて株主総会の決議を為した 昭和四年一二月一六日大決「会社の重役が株主総会に於て、或株主の発言を禁じ会社ゴロを雇入れ、暴行強迫を以て其の株主 なかったために、 中誠二博士は「これは昭和一三年改正前の旧第一六三条においては、決議の方法が著しく不公正なるときという法文が入って 直接に法令または定款に反すると決したのであるが、現行法上は『著しく不公正なるとき』に入れる方が正

当であると思う」としていられる(田中誠二等著「再全訂コンメンタール会社法」七〇四頁。

居林次雄著「新商法実務」三七頁。栗原敏二著「新商法の新監査制度」三五頁

いう規定があったのであるが、このことは、六五年法には明白に規定してないことなどを挙げている。 されたこと、賠償請求権放棄の禁止期間が五年から三年に短縮されたこと、少数株主権の要件が二〇パーセントから一〇パーセン トに引き下げられたこと、三七年法には、賠償義務は、その行為につき、監査役の同意ありたることに因りて消滅することなしと 若干の差異についてGodin—Wilhelmiは、たとえば本法に違反して監査役員に支払われた報酬に対する賠償義務が新しく追加 Aktiengesetz, 3 Auti

(1301) S. 400.

注∞ Godin—Wilhelmi, a. a. O. S. 460.

注 9 し得られないような情況に置かれた取締役が、他の取締役の違法行為の実態を覚知し得ないまま、取締役会の決議に加わった場合 過失責任とすべき理由の一つとして、元木仲・稲葉威雄両氏は、たとえば、海外駐在取締役のように、 社内の情報に容易に接

などにも、なお責任を負うべきものとすることは酷にすぎると考えられたからであるとされている。(商事法務研究会編「会社機関

改正試案の論点」八二頁)。

締役の抽象的義務を定めた規定(第二五四条三項=民法第六四四条、第二五四条!二)を広く含むか否か疑義が残るから、 五年改正前のように『その任務を怠ったとき』とすべきであるとしている(商事法務研究会編)「商法改正に関する各界意見の分

この提案に対して、慶應大学意見は、かかる試案の方向には賛成するが『法令又は定款に違反する行為』という表現には、

析」||三||頁。

住1 前掲「改正試案の論点」八一頁

注到 Black's Law Dictionary, 5th Edition P. 464

注13 鈴木著『前掲書』二〇一頁。蓮井良憲編『会社法』一八六頁など。

昭和二五年三月一一日第七回国会の参議院法務委員会の席上、政府委員(岡咲恕一)は「現行法におきましては、 債務不履行

取

の範囲を明確にいたしましたのが、この規定の、現行法と異なるところでございます。」(参議院法務委員会議事録六号)と答えて 一般として包括的に規定されておりますのを、成る可く会社に対して損害を与える虞れの多い事項を列挙いたしまして、 その責任

注 15 Hefermehl, Aktiengesetz Kommentar (1973)S. 275., Schilling, Aktiengesetz Grosskommentar (1971) § 93 Anm. 9

6 Hefermehl a. a. O. SS. 275.

S. 726

注16 Hefermehl, a. a. O. SS.275, 276.

注 18 大阪谷公雄「取締役の責任」株式会社法講座(■)一一一九─一一二○頁。宗宮「前掲」六頁。

注 17

宗宮「前掲」四頁。

注 19 White, On the New York Corporations (1951), vol. 1, pp. 789, 790

注20 Ballantine, On Corporations(1946),p.160

注21 宗宮「前掲」六頁

注2 Ballantine, op. cit. pp. 157, 158.

注 23 土柳克郎・竜田節・神崎克郎・森本滋「経営責任に関する法的検討」(三・完)商事法務研究九一二号三六頁以下)参照。

注24 大阪谷「前掲」一一二四頁。

注 25

無過失責任と解し、その反面として、一般的義務を『法令』から除外したものと思われる(本間「前掲書」四四二頁)。

一般的義務規定を『法令』から除外する見解は、おそらく取締役の責任を強化する必要から第二六六条一項の責任を、

注 26 に割り切るべきでないとする(大阪谷「前掲」一一二六頁)ところの折衷説的立場もある。 もつとも、それぞれ法令の目的に従って個別的に主観的要件の存否を決すべきであるとして、過失責任か無過失責任かの一方

任務懈怠可能性=全債務説を排して、いわゆる責任発生原因=限定債務説を取るときに、問題となるのであるが、筆者は、後説す もっともこの問題は、第二六七条の(株主の代表訴訟によって追及できるところの)取締役の責任の範囲について、 いわゆる 紙数の関係から、これについては、

他日、

稿を改めて、述べることにする。

追及しうる取締役の責任の範囲」ジュリスト増刊『商法の争点』(法律学争点シリーズ4)一一八一九頁参照 ところの、 なわち損害賠償責任(第二六六条一項)や資本充実責任(第二八○条ノ一三) 拙稿「代表訴訟における取締役の責任の範囲について」商経論双(鹿県短大)一一号四一頁以下。「代表訴訟によって 他の一般的債務は包含されないとする立場を取るのである。なお、その根拠については、 のみに限定されて、取締役が会社に対して負担する 拙著「株式会社の機関論」五

注 28 その根拠については拙稿「商法第二五四条二項の立法趣旨について」商経論双(鹿県短大)一三号九九頁以下参照)。 配説を高らかに宣言したものとして、挙げられている。しかしながら同項の立法趣旨は、必ずしもそうのみとは考えられ得ない これについては一般に、 昭和二五年法により追加されたところの、第二五四条二項は、所有と経営の分離、 すなわち経営者支

第三章 結論

さて以上の如く、前章において、改正法第二六六条一項五号にいう、

Į,

わゆる『法令』についての通説、

すなわち包含

すべしとすることには、 説の主張に対しては、 にすぎないからである。そこで次には、 四個の疑問点のあることを述べて来たのである。 勿論、 充分ではない。けだしこれらは、いうなれば、 非包含説採用のいわば積極的な論拠について、述べなければならないのであるが、 しかしながらこのことは、 非包含説に取っては、 直ちに非包含説を採用 いわば消極的 な論拠